十四、有限会社宇坪屋テレビサービスに対する件

昭和四十六年（排）第十四号

排除命令

香川県木田郡三木町大字平木三十二番地

有限会社　宇坪屋テレビサービス

右代表者　取締役　森　卓

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　有限会社宇坪屋テレビサービスは、昭和四十五年十一月二十一日から同月二十三日までを期間とし、一般消費者を対象に、「早期Xマスプレゼントセール」と称して行なった懸賞による景品類の提供が、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和三十七年公正取引委員会告示第五号）第一項および第三項の規定に違反したものである旨ならびに今後、このような違反行為を再び行なわない旨をすみやかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、今後、その販売する商品について懸賞により景品類を提供する場合、

(一)　景品類の価額の最高額が、(ア)取引価額が五万円未満のときは、一万円または取引価額の二十倍のうちいずれか低い額

(イ)取引価額が五万円以上十万円未満のときは、三万円、(ロ)取引価額が十万円以上のときは、五万円をこえるもの

(二)　景品類の価額の総額が、当該懸賞に係る取引の予定総額の百分の二をこえるもの

を提供してはならない。

三　同社は、今後一年間、懸賞による景品類の提供を行なうときは、あらかじめ、その旨を当委員会に届け出なければならない。

四　同社は、第一項に基づいて公示を行なったときは、遅滞なく、文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　有限会社宇坪屋テレビサービスは、肩書地に本店を置き、家庭用電気器具の小売業および電気工事業等を営む事業者である。

二　有限会社宇坪屋テレビサービスは、「早期Xマスプレゼントセール」と称し、昭和四十五年十一月二十一日から同月二十三日までを期間とし、期間中一万円以上買上げた者に対し、その場で同社の定める第一コースまたは第二コースを選択させて景品類を提供する企画を実施した。

しかして、第一コースおよび第二コースの内容は、次のとおりである。

第一コース

百円、五十円、十円、五円および一円の硬貨の入った箱から、購買者に手でつかみ出させ、その金額が、(一)七百四十七円の場合、ハワイ旅行招待（十四万円相当）、(二)三百三十三円の場合、三朝温泉旅行招待（二万円相当）、(三)五百五十五円の場合、道後温泉旅行招待（一万五千円相当）、(四)七百七十円の場合、別府温泉旅行招待（一万五千円相当）、(五)八百八十八円の場合、白浜温泉旅行招待（一万五千円相当）、(六)前記以外の金額の場合、その金額分を購買金額から差引く。

第二コース

買上げたその場で抽せんを行ない、ダイヤモンド賞十九型カラーテレビ（九万円相当）一本、特賞買上げ代金の払戻し一本、一等賞洗濯機（一万五千円相当）一本、二等賞クリーナー（一万二千円相当）一本、三等賞マットレスまたは座布団（千五百円相当）五本、四等賞毛布または洗剤一年分（千円相当）十本、五等賞クリスマスケーキまたは大入袋（五百円相当）を残り全員に提供する。

三　しかるに、当該懸賞に係る取引の価額は、一万円であって、懸賞により提供することができる景品類の価額の最高額は、一万円である。よって、前記景品類中、第一コース（(ウ)を除く。）ならびに第二コースのダイヤモンド賞、特賞（二万円の場合を除く。）、一等賞および二等賞の景品類の価額は、この制限をこえるものである。また、当該懸賞に係る取引の予定総額は、五百万円であって、懸賞により提供することができる景品類の価額の総額は、十万円である。しかして前記景品類の総額は、第一コースまたは第二コースのいずれについても十万円をこえることは明らかであり、よって、右の制限をこえるものである。

法令の適用

前記事実によれば、有限会社宇坪屋テレビサービスの行為は、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」第一項および第三項の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

昭和四十六年三月二十六日

公正取引委員会

委員長　谷村裕

委員　有賀美智子

委員　柿沼幸一郎

委員　橋本徳男